

特別養護老人ホーム ほっとはうす千羽

重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています

(富山県指定 1670900099)

◇◇◆ 目 次 ◆◇◇

- 1 施設経営法人
- 2 施設の概要
- 3 居室の概要
- 4 職員の配置状況
- 5 当施設が提供するサービスと利用料金
- 6 施設利用の留意事項
- 7 身元引受人
- 8 その他運営について
- 9 苦情の受付について
- 10 事故発生時の緊急対応について
- 11 非常災害対策について
- 12 第三者評価の実施状況について

1 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 小矢部福祉会
(2) 法人所在地 富山県小矢部市浅地121
(3) 電話番号 0766-61-8310
(4) 代表者名 理事長 舟本 勇
(5) 設立年月日 平成 9年 4月30日

2 施設の概要

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設
(2) 基本方針 施設は、入所者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活と入所後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、入所者が相互に社会的関係を築き自律的な日常生活を営むことを支援します。
(3) 施設の所在地 富山県小矢部市浅地121
(4) 電話番号 0766-61-8310
(5) 事業所の代表 施設長 中野 明美
(6) 運営方針 入所者のための質の高い日常生活の実現
(7) 開設年月日 平成10年 4月 1日
(8) 入所定員 従来型施設 60名
(9) 併設事業 当施設では、次の事業を併設して実施しています。
〔ユニット型指定介護老人福祉施設〕 定員30名
〔指定短期入所生活介護〕 平成12年2月14日指定 定員10名(予防給付含む)
〔指定介護予防短期入所生活介護〕 平成18年4月 1日指定 定員10名(介護給付含む)
〔指定通所介護〕 平成12年2月14日指定 定員40名(第1号通所事業含む)
〔第1号通所事業〕 平成18年4月 1日指定 定員40名(介護給付含む)
〔指定居宅介護支援事業所〕 平成11年9月30日指定
〔在宅介護支援センター〕
〔ケアハウスおやべ〕 定員70名

3 居室の概要

当施設では、以下の居室、設備を用意しています。

(従来型施設は、指定(介護予防)短期入所生活介護事業と共有します)

	従来型施設	
居室	4人部屋	2室
	2人部屋	18室
	従来型個室	26室
浴室	特殊浴室	1室
	一般浴室	1室
準共用	談話コーナー	4ヶ所
共用	食堂、喫茶・談話コーナー、 機能訓練室	

4 職員の配置状況

当施設では、サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。（指定（介護予防）短期入所生活介護を含む職員数。）職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤換算	指定基準	職 務 内 容
施 設 長	1 名(兼務)	1 名	法人及び施設の業務の統括にあたります。
介 護 職 員	3 0 名	2 4 名	日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。
生活相談員	1 名(専任)	1 名	日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
看 護 職 員	4 名(兼務)	3 名	健康管理や療養上の看護を行います。日常生活上の介護・介助も行います。
医師（嘱託）	1 名(兼務)	1 名	健康管理及び療養上の指導を行います。
栄 養 士	1 名(専任)	1 名	栄養・給食に関する業務を行います。
機能訓練指導員	1 名(専任)	1 名	日常生活上必要な機能訓練を行います。
介護支援専門員	1 名(専任)	1 名	施設サービス計画を作成します。

5 当施設が提供するサービスと利用料金

(1) サービスの概要

① 食事

- ・当施設では、栄養士の立てる献立表により、栄養、身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・入所者の心身の状態に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行います。

② 入浴

- ・身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により入浴の機会を提供します。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって、入浴の機会の提供に代えます。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③ 排泄

- ・排泄の自立を促すため、身体能力を最大限に活用した援助を行います。

④ 機能訓練

- ・機能訓練指導員により、入所者の心身等の状態に応じて、日常生活を送るために必要な機能の改善又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤ 健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥ その他の自立への援助

- ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- ・入所者の立場に立った、入所者本位の生活援助を行います。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容を行います。

(2) 利用料金について（契約書第7条参照）

別表1に示す料金表によって、要介護度等に応じた自己負担額と、居住費及び食費等の合計金額をお支払い下さい。口座振替でお支払いの場合は、22日（休日の場合は銀行の翌営業日）に引き落としをさせていただきます。お振込みをされる場合は、25日までにお支払いください。

北陸銀行 津沢支店 普通預金 4109330 口座名：特別養護老人ホームほっとはうす千羽

引き落とし手数料100円（消費税別）は、入所者の方の負担とさせていただきます。

(3) 利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、下記の協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。

協力医療機関の名称	所在地	電話番号
北陸中央病院	小矢部市野寺 1 2 3	0 7 6 6 - 6 7 - 1 1 5 0

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

① 長期に渡り入院される場合

長期に渡り入院される場合、契約を解除する場合があります。入院期間中であっても、別表 1 に示す利用料金を負担していただきます。入所者が当該居室を指定（介護予防）短期所生活介護に活用することに同意する場合には、契約者は利用料金を支払う必要はありません。

② 3 ヶ月以内に退院が見込まれない場合

3 ヶ月以内に退院が見込まれない場合には、事業者は契約を解除できます。

6 施設利用の留意事項

当施設の利用にあたって、施設に入所されている入所者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するために下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

以下の物は原則として持ち込むことができません。

- ・ ペット類
- ・ 高価な割れ物
- ・ 電器製品の持ち込みに関しては、「電器製品持込届」を提出の上、協議させていただきます。
- ・ 居室にはベッド、床頭台、収納設備が設置されています。施設運営上、大きな家具類の持ち込みはご遠慮下さい。

(2) 面会

- ・ 面会は予約制です。
- ・ 面会の際は、玄関に設置してあります面会簿をご記入ください。また差し入れ等をされる場合には、ご面倒でも必ず職員にお伝え下さい。

(3) 外出、外泊（契約書第 2 3 条参照）

- ・ 外出、外泊される場合は、事前にお申し出下さい。

(4) 食事

食事が不要の場合は、2 日前までお申し出下さい。

7 身元引受人

契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることはありません。但し、入所契約が終了した後、当施設に残された入所者の所持品（残置物）を契約者自身が引き取れない場合に備えて、残置物引取人を定めていただきます。（契約書第 2 2 条参照）契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、契約を締結することは可能です。

8 その他運営について

(1) 感染症の発生及びまん延防止等に関する取り組み

感染症の予防、まん延防止のための委員会開催、内容の周知徹底を図り、感染症の予防、まん延防止のための指針を整備し、定期的な研修と訓練の実施に取り組んでいます。

(2) 高齢者虐待防止の推進

責任者を配置し、虐待の発生又はその再発防止のための委員会開催、内容の周知徹底を図

り、虐待防止のための指針を整備し、定期的な研修の実施に取り組んでいます。

(3) 人員配置基準における両立支援

仕事と育児や介護との両立が可能となる環境整備を勧め、職員の離職防止・定着促進に取り組んでいます。

(4) ハラスメント対策の強化

方針の明確化及び周知徹底と啓発、相談に応じ、適切に対応するための必要な体制を整備し、被害防止のためのマニュアル作成・研修の実施に取り組んでいます。

(5) 業務継続に向けた取り組みの強化

業務継続計画を策定し、周知すると共に、定期的な研修や訓練の実施に取り組み、定期的に業務継続計画を見直し、必要に応じて計画変更を行っていきます。感染症や非常災害発生時には計画に従って必要な措置を行います。

9 苦情の受付について（契約書第25条参照）

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。苦情については、問題を把握し、対応策を検討して必要な改善を行います。寄せられたご意見や苦情に対して関係機関と相談しながら、申し出人と誠意を持って話し合い、合意が得られるように努めます。なお法人として、第三者委員会を設置しています。

・ 苦情解決責任者

施設長 中野 明美

・ 苦情受付窓口（担当者）

介護長 杉森 圭介

介護職員専門官 村井 奈緒美

・ 受付時間

毎週月曜日～金曜日、9：00～17：00

・ 電話番号

0766-61-8310

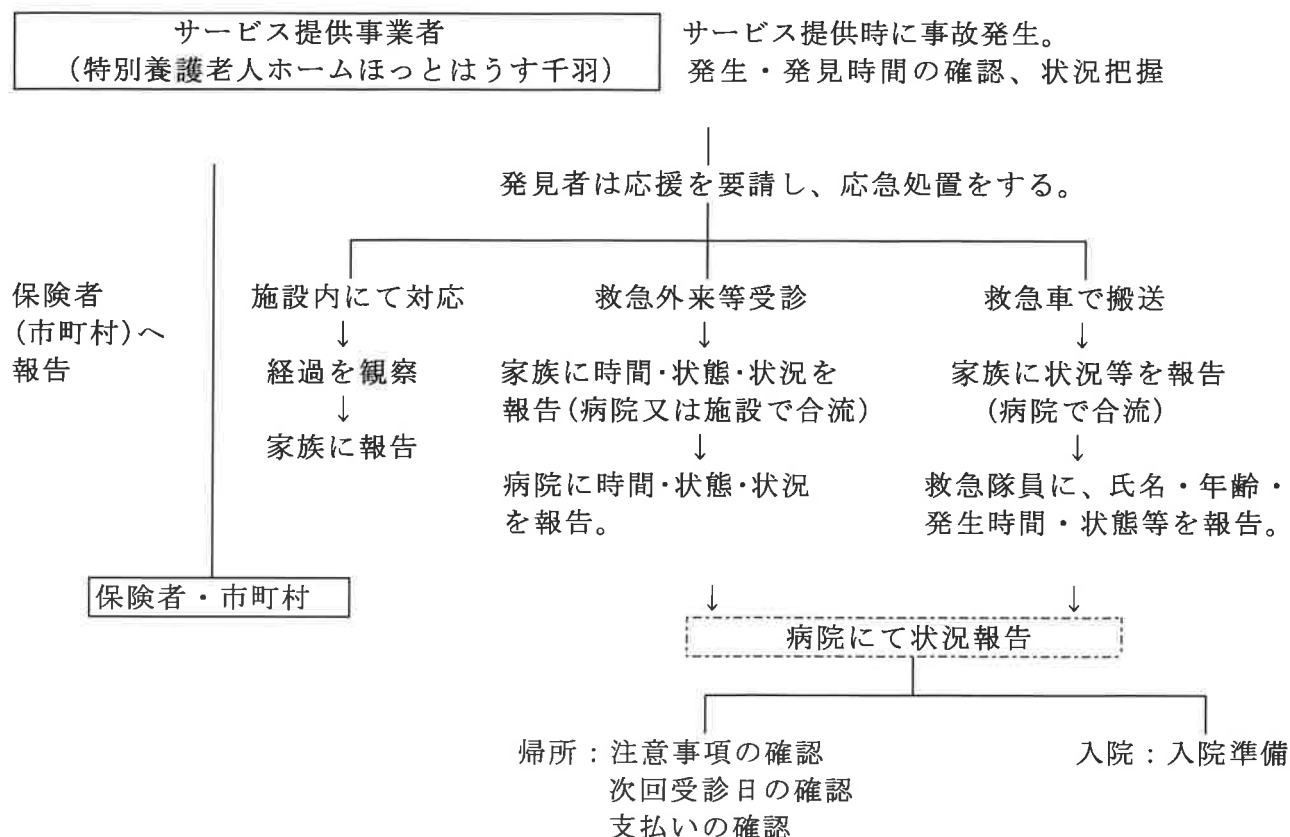
また、苦情受付ボックス（意見箱）を正面玄関等に設置しています。

(2) 行政機関その他の苦情受付機関

小矢部市健康福祉課	所在地 富山県小矢部市鷺島15番地 電話番号 (0766) 67-8605
砺波地方介護保険組合	所在地 富山県砺波市栄町7-3 電話番号 (0763) 34-8333
国民健康保険団体連合会	所在地 富山県富山市下野字豆田995番地の3 電話番号 (076) 431-9833
富山県福祉サービス 運営適正化委員会	所在地 富山県富山市安住町5番地の21 電話番号 (076) 432-3280

10 事故発生時の緊急対応について

当施設のサービス利用時に事故が発生した場合は、速やかに下記の通り対応します。



11 非常災害対策について

- | | |
|------------|--------------------------------|
| (1) 防火時の対応 | 消防計画書 |
| (2) 防火設備 | 火災報知器、スプリンクラー、消火栓等の消火設備を備えています |
| (3) 防災訓練 | 年2回の防災訓練を実施しています |

12 第三者評価の実施状況について

当事業所では第三者による調査を受けていません。介護情報サービスは「介護サービス情報の公表制度」による公表を行っています。これらの情報は、指定情報公表センターなどのホームページでご覧いただくことができます。